

中間前金払制度について

大紀町では、公共工事の適正な履行確保と建設事業者の資金調達の円滑化を目的とし、令和4年4月1日から『中間前金払制度』を導入します。

① 中間前金払制度とは

中間前金払制度は、建設工事等で前払金（契約金額の40%以内）を支払った後、当該工事施工中に一定の要件を満たしている場合に契約金額の20%以内で追加支払いができる制度で、部分払と比較して工事出来高検査等が不要となり、事務手続きを簡素化することができます。

② 対象工事

中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が税込500万円以上の工事で、既に前金払の請求を行ったものとします。

③ 対象となる経費の範囲

中間前払金の対象となる経費の範囲は、前払金と同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とします。

④ 中間前払金の額

当初契約金額の20%以内とします。ただし、先に支払った前払金の額との合計額が当初契約金額の60%を超えてはならないものとします。

債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の20%以内とし、先に支払った前払金の額との合計額が当該年度の出来高予定額の60%を超えてはならないものとします。

⑤ 認定要件

- ・既に前払金（契約金額の40%以内）を受けていること。
- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

債務負担行為に係る契約にあつては、

- ・当該年度に係る前払金（当該年度の出来高予定額の40%以内）を既に受けていること。
- ・当該年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
- ・工程表により、当該年度の工事実施期間の2分の1を経過するまでに実

- 施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。

⑥ 中間前払金の請求

中間前払金の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを請求しようとする場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の中間前払金に関する保証証書を添付した上で、発注者に請求するものとします。

⑦ 中間前金払と部分払

中間前金払と部分払は、契約締結時に受注者が選択するものとします。

部分払をした後であって、中間前金払をすることはできません。また、中間前金払をした後であって、部分払をすることができません。

ただし、中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができるものとします。

⑧ 中間前金払の手続き

(1) 認定の請求

受注者は、工事履行報告書を添付した上、中間前払金認定請求書（様式第36号）により、発注者に中間前払金の認定請求を行います。

(2) 認定調書の交付

発注者は、(1)の認定請求があった場合、当該工事が中間前金払の認定要件を満たしているかを調査し妥当と認めるときは、中間前払金認定調書（様式第37号）を受注者に交付します。

(3) 保証会社への中間前払金保証の申込み

(2)の認定調書の交付を受けた受注者は、保証会社に中間前払金保証の申込みを行います。保証会社が審査を行った後、受注者に中間前払金保証証書が発行されます。

(4) 中間前払金の請求

受注者は、前金支払請求書（様式第24号）により、(3)の中間前払金保証証書を添えて発注者に請求し、発注者は受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

令和4年4月1日以降に契約締結する工事から適用します。